

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金

東日本大震災復旧・復興支援助成実施要綱

平成23年10月3日

平成23年度要綱第10号

最近改正 平成25年10月31日

平成25年度要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)第13条の規定に基づき、スポーツ振興投票に係る収益をもって、東日本大震災の被災地において、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る復旧・復興支援事業に対する必要な資金の支給を適正に行うため、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる事業等)

第2条 この助成金による助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)、助成期間及び助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)並びに助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

ア 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業

イ 東北総合体育大会開催支援事業

ウ スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業

エ 被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業

(2) 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(3) 助成対象者は、別表に定める地方公共団体及び非営利のスポーツ団体とする。

(4) 助成対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象経費に別表に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

(その他)

第4条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成15年度要綱第18号)の規定に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年度要綱第10号)

この要綱は、平成23年10月3日から施行し、平成24年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

附 則（平成25年度要綱第14号）

- 1 この要綱は、平成25年10月31日から施行し、平成26年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成25年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別表

助成対象 事業細目	助成対象者	助成対象経費		助成割合
被災地の総合型地域 スポーツクラブ 支援事業	東日本大震災による災害救 助法適用市町村に所在する 総合型地域スポーツクラブ	諸謝金、旅費、借料及び損料、賃金、印 刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費そ の他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
東北総合体育大会 開催支援事業	東日本大震災による災害救 助法適用市町村をその区域 内に含む県	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本 費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役 務費その他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
スポーツによる被災地の 子どもたちの心のケア 活動等事業	公益財団法人日本体育協会	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本 費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役 務費その他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
被災したスポーツ施設の 復旧施設整備事業	1 東日本大震災による災害 救助法適用市町村をその 区域内に含む県が出資又 は拠出したスポーツ団体 2 東日本大震災による災害 救助法適用市町村が出資 又は拠出したスポーツ団 体 3 東日本大震災による災害 救助法適用市町村をその 区域内に含む法人格を有 する県体育協会 4 東日本大震災による災害 救助法適用市町村に所在 する法人格を有する総合 型地域スポーツクラブ	工事費	本工事費及び附帯工事費	4分の3
		附帯設備費	工事に附帯して競技場に 常設する機器又は安全設 備等及び競技場の整備に 必要な機械、装置又は車 両等の整備に要する経費	
		設計監理費	工事に係る実施設計費及 び工事監理費	